

設備概要・注意事項

団地名

山科	電気	責任分界点 注意事項 その他	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。 電気メーター 1 次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください 電気メーター 2 次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点 注意事項 その他	1 個目の直列ユニット 1 次側接続。1 個目の直列ユニットまで同軸ケーブルは京都市所有。 1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。 1・2 棟はCATVが導入されているため、JCOMが視聴できます。1・2 棟TVに関する連絡先 JCOM 0 1 2 0－9 8 9－9 8 9。 3 棟及び各棟BSCS110衛星放送のTVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当 1 個目の直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	消防設備	責任分界点 注意事項	京都市 住宅情報盤（インターホン親機）ドアホン子機 感知器 年に 2 回消防法定点検実施しています。ドアホン子機より遠隔点検します。立会不要です。 空家整備の際、住宅情報盤（インターホン親機）ドアホン子機 感知器を移動・取替える場合は京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当に確認してください。 空家整備の変更については法人負担で公社指定業者施工となります。 建物全体の消防設備の一部となっているため、住宅情報盤をカメラ付に変更できません。
	電話	責任分界点 注意事項	電線管は京都市所有 壁面にノズルプレートがあり室外中継ボックスと接続されます。空家整備の際、電線管を移動・取替しても構いませんが法人所有となります。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
柳辻	電気	責任分界点 注意事項 その他	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。 電気メーター 1 次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。 電気メーター 2 次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点 注意事項 その他	直列ユニット 1 次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。 1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。TVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当 直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	消防設備	責任分界点 注意事項	－ 住宅用火災警報器の設置が必要です。
	電話	責任分界点 注意事項	電線管は京都市所有 室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
	電気	責任分界点 注意事項 その他	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。 電気メーター 1 次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。 電気メーター 2 次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
		責任分界点	直列ユニット 1 次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。

東野	TV	注意事項 その他	1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。CATVが導入されているため、JCOMが視聴できます。TVに関する連絡先 JCOM 0 1 2 0 - 9 9 9 - 0 0 0 直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	消防設備	責任分界点 注意事項	－ 住宅用火災警報器の設置が必要です。
	電話	責任分界点 注意事項	電線管は京都市所有 室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
醍醐中	電気	責任分界点 注意事項 その他	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。 電気メーター 1 次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。 電気メーター 2 次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点 注意事項 その他	直列ユニット 1 次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。 1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。TVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当 直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	消防設備	責任分界点 注意事項	(4棟503号以外) 住宅用火災警報器の設置が必要です。
		責任分界点 注意事項	京都市 (4棟503号のみ) 住宅情報盤 (インターホン親機) ドアホン子機 感知器 年に 2 回消防法定点検実施しています。ドアホン子機より遠隔点検します。立会不要です。 空家整備の際、住宅情報盤 (インターホン親機) ドアホン子機 感知器を移動・取替える場合は京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当に確認してください。 空家整備の変更については法人負担で公社指定業者施工となります。 建物全体の消防設備の一部となっているため、住宅情報盤をカメラ付に変更できません。
	電話	責任分界点 注意事項	電線管は京都市所有 室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
醍醐東	電気	責任分界点 注意事項 その他	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。 電気メーター 1 次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。 電気メーター 2 次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点 供給方式 注意事項 その他	直列ユニット 1 次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。 (3 棟、5 棟) 屋上アンテナ (1 1 棟、1 4 棟、1 5 棟、1 7 棟、1 8 棟、1 9 棟) CATV (3 棟、5 棟) 1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。TVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当 (1 1 棟、1 4 棟、1 5 棟、1 7 棟、1 8 棟、1 9 棟) CATVが導入されているため、JCOMが視聴できます。TVに関する連絡先 JCOM 0 1 2 0 - 9 9 9 - 0 0 0 直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	消防設備	責任分界点	－

	パソコン用	注意事項	住宅用火災警報器の設置が必要です。
	電話	責任分界点	電線管は京都市所有
		注意事項	室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
醍醐西	電気	責任分界点	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。
		注意事項	電気メーター1次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。
		その他	電気メーター2次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点	直列ユニット1次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。
		供給方式	屋上アンテナ
		注意事項	1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。TVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当
わたの森	消防設備	責任分界点	ー
		注意事項	住宅用火災警報器の設置が必要です。
		その他	
	電話	責任分界点	電線管は京都市所有
		注意事項	室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。
わたの森	電気	責任分界点	電気メーター1次側接続。電気メーターは関電所有。
		注意事項	電気メーター1次側の幹線ケーブル許容電流を超えないように室内分電盤の主幹を設けてください。ELBのアースは法人側で設けること。
		その他	電気メーター2次側は法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
	TV	責任分界点	直列ユニット1次側接続。同軸ケーブルは京都市所有。
		注意事項	1つ目の直列ユニットから2つ目の直列ユニットに渡っています。TVに関する連絡先 京都市住宅供給公社 維持工事課 電気担当
		その他	直列ユニット接続点以降を法人責任とするので空家整備の際に改修して構いません。
わたの森	消防設備	責任分界点	ー
		注意事項	住宅用火災警報器の設置が必要です。
		その他	
	電話	責任分界点	電線管は京都市所有
		注意事項	室内天井か壁にボックスがあり室外中継ボックスと接続されます。プレートに電話表示しています。
	インターネット		自治会要望によりNTTのVDSLが導入されております。連絡先は自治会にお問い合わせください。